

野田市議会の個人情報の保護に関する
条例施行規程の一部を改正する規程
をここに公布する。

令和8年3月25日

野田市議会議長 古橋 敏夫

野田市議会規程第 1 号

野田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

野田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年野田市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第3条第16号の改正規定は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。